

生徒指導提要を読む

平成22年12月22日 第11号

北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

平成22年度生徒指導資料

第5章 教育相談

第3節 教育相談の進め方②(生徒指導提要P112～P117)

3 教育相談担当教員が行う教育相談

教育相談担当教員の役割としては、次のようなことがあります。

学級担任・ホームルーム担任へのサポート	①児童生徒や保護者への対応に悩む教員への支援 ②保護者面接への同席 ③必要に応じた児童生徒への個別対応など
校内への情報提供	①研修会等で得た最新情報や他機関からの専門的情報、児童生徒個々の情報などの積極的な提供 ②校内での共通理解など
校内及び校外の関係機関との連絡調整	①校内においては、管理職、生徒指導担当、養護教諭などとの連携 ②校外においては、地域の教育機関や医療機関、福祉機関との連携など
危機介入へのコーディネート	①危機対応マニュアルの作成 ②危機対応チームの組織化と教員の役割分担 ③専門機関との連絡調整 ④心的外傷を負った児童生徒の調査・保護者への対応など
教育相談に関する校内研修の企画運営	①学校全体の教育方針に基づいた校内研修の企画運営 ②ミニ事例検討の実施など
教育相談に関する調査研究の推進	①いじめについてのアンケートの作成、実施など

4 養護教諭が行う教育相談

養護教諭は、児童生徒の来室や健康相談を通して、問題の早期発見、早期対応に努めることが重要です。対応に当たっては、医療機関等の関係機関との連携の必要性の有無について適切な判断を行えるようにするとともに、学級担任・ホームルーム担任等をはじめ教育相談部などの校内組織と連携して対応に当たることが大切です。また、学級担任、教職員、管理職と日ごろからコミュニケーションを図り、定期的な活動報告を行うなど、共通理解を図ることが大切です。

○ 養護教諭としての児童生徒理解と支援

① 早期発見

児童生徒の発するサインを見逃さないようにするとともに、様々な訴えに対する問題の背景の的確な分析を行います。

② 早期対応

兆候に気付いた時点で学級担任等と話し合い対応を検討するとともに、必要に応じて学年主任や教育相談担当教員等と校内連携を図ります。

③ 専門機関との連携

保護者に専門機関を紹介するなど学校側の窓口となり、学校と関係機関とをつなぐ役割を果たします。

④ 保健室からの発信

教員に向けては、心身の健康に関する調査結果などの情報提供を行い、また、家庭に向けては、保健衛生、健康問題への対応について「保健だより」などで情報発信を行います。保護者からの相談にも対応します。

5 学校管理職の教育相談的役割

校長、教頭(副校長)は、教育相談を学校運営の中に位置付けるとともに、教員の教育相談的活動を支える必要があります。

校内教員への心理的サポートと指導助言	①教員の精神衛生への配慮 ②悩みの相談やトラブルの解決 ③教員が意欲的に教育に取り組める職場環境づくりなど
学校管理職としての児童生徒理解と支援	①児童生徒に対する理解の深化 ②学校全体の教育的雰囲気把握 ③教員の児童生徒理解の深化への支援など
管理職としての保護者への対応	①保護者からの苦情・要望・悩みの相談 ②保護者間の問題や保護者と教員との問題の調整・解決など
地域への教育相談的啓発	①地域の関係者との協力体制づくり ②学校の指導方針や教育活動の現況の広報など

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。